

小川村飲食店等支援金

飲食店等支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月又は9月の売上のいずれかが、前年又は前々年同月比で、10万円以上減少した村内の飲食店等を支援するための支援金です。

交付対象者

次のすべてに該当する者

- 1、村内に事業所を有し「飲食店」、「喫茶店」又は「酒類販売店」を営業している事業主、又は村民で主に村内で「飲食店」、「喫茶店」又は「酒類販売店」を営業している個人事業主で、今後も事業を継続する意思がある。
- 2、「飲食店営業許可」、「喫茶店営業許可」又は「酒類小売業免許」を所持している。
- 3、令和元年、令和2年の法人税の確定申告書、所得税の確定申告書、又は住民税申告書を提出している。
- 4、村税及び使用料等に滞納がない。
- 5、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年8月又は9月の売上が、前年又は前々年同月比で10万円以上減少している。

支援金の額

支援金の額＝減少額（①－②）×70% 限度額100万円

①前年又は前々年同月の売上額（収入額）

②令和3年8月又は9月のいずれかの売上額（収入額）

※当該支援金の額のうち、1,000円に満たない額を切り捨てる。

申請方法

村に「申請書」と「添付書類」を提出

※添付書類

- ①「飲食店営業許可」、「喫茶店営業許可」又は「酒類小売業免許」の写し
- ②令和元年分又は令和2年分の法人税の確定申告書又は住民税申告書の写し
- ③令和3年8月又は9月の売上額が確認できる書類

申請期間

令和3年10月1日から 令和3年11月30日まで

問い合わせ先 小川村役場 建設経済課 産業係 電話 026-269-2323